

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業説明会

日時 令和8年3月19日（木）14:00～16:00

開催方法 WEB（Microsoft Teams）開催

1 開会

2 あいさつ

3 内容

（１）高温対策等園芸産地育成緊急支援事業について

（２）その他

4 閉会

令和7年度「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業」のご案内

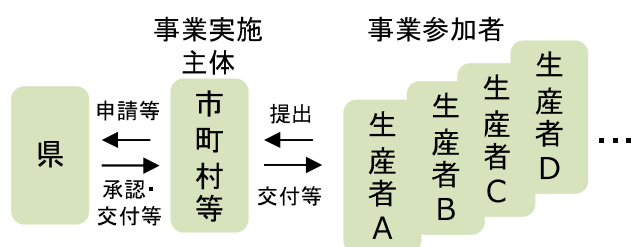
高温対策技術や省エネルギー対策技術の導入を支援します。

- ✓ 園芸作物の生産者（野菜、花き、果樹）が対象です。
- ✓ 補助率 1 / 2 以内（上限額あり）で、ヒートポンプや遮光資材、かん水施設等の導入や、既存施設の高軒高化ができます。
- ✓ 事業を要望する生産者は、お住いの地域の事業実施主体（市町村、JA、地域農業再生協議会）を通じて県に申請してください。

募集期限

令和8年5月22日（金）まで（事業実施主体→県）

事業スキーム



- ・生産者は、事業実施主体（市町村、JA、地域農業再生協議会）へ計画書等を提出
- ・県は事業実施主体に対し計画承認、補助金交付等

事業実施主体

「市町村、JA、地域農業再生協議会」が事業実施主体になることができます。

対象となる生産者（事業参加者）

埼玉県内ほ場で生産・販売する農業者

対象となる作物

園芸作物（野菜、花き、果樹）

補助対象



区分	対象例
施設園芸	ミスト、ダクトファン、ヒートポンプ、遮光資材、保温資材、遮熱資材、既存施設の高軒高化工事、外気導入工事等
露地園芸	遮光資材、白黒マルチ、タイベック、かん水装置等
事業推進費	申請等事務に要する費用（事業実施主体のみ）

補助率 1 / 2 以内（事務費は定額）。詳細は裏面参照。

お問い合わせ先
埼玉県農林部生産振興課 総務・野菜担当



048-830-4142

埼玉県「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業」

<補助対象となる機器・資材等>

施設園芸

事業の種類	事業内容	補助対象	補助率	補助上限
高温対策・省エネルギー対策技術の導入支援	①冷却技術導入	ミスト、ダクトファン等	事業費の1/2以内	①～③合わせて 250万円／生産者
	②夜間冷却技術導入	ヒートポンプ等		
	③遮光・保温技術導入	遮光資材、保温資材の導入		
	④遮熱技術導入	遮熱資材への設置(外張の設置)		250万円／生産者
高温対策のための環境整備	⑤既存施設の環境改善	高軒高化工事、外気導入工事		500万円／生産者

■循環扇は①～⑤のいずれか1つ以上と併せて導入する場合は対象です。

露地園芸

事業の種類	事業内容	補助対象	補助率	補助上限
高温対策・省エネルギー対策技術の導入支援	⑥遮光技術導入	遮光資材(トンネルかけ利用等)の導入	事業費の1/2以内	⑥⑦合わせて 250万円／生産者
	⑦光反射技術導入	白黒マルチ、タイベック等の導入		
高温対策のための環境整備	⑧かん水環境の改善	かん水装置の導入(井戸掘削費含む)		250万円／生産者

■新規導入、追加導入、機能向上を伴う更新または耐用年数を超過したものの更新が対象です。

■機器・資材代、その付帯設備や資材代、設置工事費等が対象になります。

■機器はリースによる導入も可能です。

■廃棄費、撤去費、消耗品等は対象外です。

■生産者一人あたりの補助額の上限は1,000万円、下限は15万円です。

※いずれも交付決定後の着手分が補助の対象です。また、消費税分は補助対象になりません。

事業実施主体

事業の種類	事業内容	補助対象	補助率	補助上限
事業推進費	事業推進に必要な経費の補助	賃金、郵送代、コピー代、事務消耗品、会議開催費等	定額	生産者への補助総額の2%以内

<生産者が申請に必要な書類(→事業実施主体に提出)>

事業実施計画(事業参加者用)、補助対象の内容がわかる資料(見積書、カタログ等)

<事業実施主体が申請に必要な書類(→県に提出)>

事業実施計画書(事業実施主体用)、生産者の実施計画を取りまとめたもの

相談窓口

センター名	電話番号	担当する市町村名
さいたま農林振興センター	048-822-2492	さいたま市・川口市・鴻巣市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・北本市・伊奈町
川越農林振興センター	049-242-1808	川越市・所沢市・飯能市・狭山市・入間市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町
東松山農林振興センター	0493-23-8532	東松山市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
秩父農林振興センター	0494-24-7211	秩父市・小鹿野町・横瀬町・皆野町・長瀨町
本庄農林振興センター	0495-22-6156	本庄市・美里町・神川町・上里町
大里農林振興センター	048-523-2812	熊谷市・深谷市・寄居町
加須農林振興センター	0480-61-3404	加須市・羽生市・行田市
春日部農林振興センター	048-737-2134	春日部市・越谷市・久喜市・八潮市・三郷市・蓮田市・幸手市・吉川市・白岡市・松伏町・宮代町・杉戸町

事業メニュー③遮光・保温技術導入と、④遮熱技術導入の補助対象の整理について

事業メニュー	③遮光・保温技術の導入	④遮熱技術の導入
内容	遮光資材、保温資材の内張、遮光資材による外部遮光	遮熱資材の外張
資材の条件	遮光効果、または保温効果が カタログ等で確認できること	遮熱効果（赤外線、近赤外線をカットする等）が カタログ等で確認できること
設置方法の条件	施設の内張（カーテン、サイドカーテン）、 または外部遮光に設置する場合に対象	施設の外張に設置する場合に対象
図解例	遮光資材による外部遮光 遮光資材内張 保温資材内張 (カーテン、サイドカーテン) (サイドの設置は必須ではない)	遮熱資材を外張資材として設置 (サイドの設置は必須ではない)

「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業」の申請（要望）方法

Step 1 申請先と締切日を確認しましょう

申請先はお住まいの地域により異なり、「市町村・JA・地域農業再生協議会」のいずれかになります。

締切日もそれぞれで設定していますので、併せて確認してください。

Step 2 申請書類を準備しましょう

【記入するもの】

~~□様式第1号→記入例を参考に記入してください。~~

□様式第1号別添1→計画書作成シートを活用してください。

【添付書類】

□機器・資材のカタログ

□機器・資材の見積書

□機器・資材を導入するほ場の地図（ブルーマップ、農地ナビなど）

□以下に当てはまる場合はその資料

1	認定農業者または認定新規就農者に認定されている。	認定証
2	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）で担う者に位置づけられている。	地域計画
3	環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）を受けている。	認定証
4	スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）の認定（スマート認定）を受けている。	認定証
5	収入保険、農業共済（本事業により機械・設備を導入するハウスが補償の対象であること）、野菜価格安定制度（事業対象作物が補償の対象であること）に加入している。	保険関係書類
6	S－GAP等のGAP認証を取得している。	認定証等
7	県農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会を平成29年度以降に修了している。	終了証

計画書作成シート

氏名	
住所	
電話番号	

①導入したいものを整理しましょう。

チラシ裏面の事業内容
①～⑧にあてはまるものを記載してください

導入したい機器・資材	資材の場合	事業メニュー	個数	新規・追加・更新	更新の場合		税抜金額 (円)
	設置方法				現在使用している機器・資材	使用年数／耐用年数	
ダクトファン（アウトサイダー）		①	12 機	追加		年／ 年	600,000
ヒートポンプ（ぐっぴーバズーカ）		②	1 台	更新	グリーンパッケージ	10 年／7 年	2,000,000
かん水装置、井戸掘削費		⑧	一式	新規		年／ 年	2,000,000
遮光資材（ネオシェード清冷）	外部遮光	③	一式	新規		年／ 年	1,000,000
						年／ 年	

資材の場合は、内張・外部設置・外張の中から設置方法も記載してください

計画書作成シート

②機器・資材を導入するほ場の情報を整理しましょう。

導入したい機器・資材	ほ場の面積 (㎡)	栽培品目	現在の収量 (kg)	R9 年の 目標収量 (kg)
ダクトファン（アウトサイダー）	2,000	トマト	30,000	33,000
ヒートポンプ（ぐっぴーバズーカ）・遮光資材（ネオシェード清冷）	1,000	シクラメン	6,000 鉢	8,000 鉢
かん水装置、井戸掘削費	1,500	さといも	3,000	4,500
	1つのほ場やハウスに複数の機器や資材を導入する場合は導入したい機器・資材欄に導入したい機器や資材を複数記載してください			栽培している面積（例の場合では1,500㎡）あたりの収量を記載してください

③申請の準備が整ったら以下の内容の確認し、☒を入れてください。1つでも☒がない場合は申請できません。

（様式第1号別添1「5確認事項のチェック欄の項目」）

☐県からの補助金の支払は、原則として当該事業実施主体からの精算払請求後となること。

☐申請内容に虚偽があった場合や、県から求められた書類等の提出に故意に応じない場合等には、県は交付決定を取り消し、又は補助金返還を命令すること。

☐本事業で導入する機器・資材等に対して、他の補助金等を受けていないこと（市町村等における本事業への上乗せ補助は除く）。

地図・住所検索

ほ場の地図例

- 農業委員会管理のポリゴン
- 上記以外

ユ

筆ポリゴン ?

50 m

© Mapbox © OpenStreetMap © Ma

令和7事業年度の募集は終了しています。令和8事業年度の内容は変更になる可能性があります。

令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集のご案内

省エネ化とセーフティネットで 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします
(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます
(掛け捨てではありません)

申込期限

7月7日(月)

※埼玉県協議会への提出締切

対象期間

10月から**翌6月**までの間から選択

加入要件

- ☐ 施設園芸農家 **3戸以上**※又は農業従事者 **5名以上**で構成する農業者団体等

※同一県内の3戸以上の農家

- ☐ **3年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する計画(省エネルギー等推進計画)の作成

- ☐ 目標の立て方は、裏面をご覧ください。

補填積立金

積立金

= 積立単価 × 年間燃料購入予定数量 × 1/2
(例)

A重油を年間10,000L購入予定の方が130%
コースに申し込む場合

$28.2 \times 10,000 \times 1/2 = 141,000$ 円

対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)
の用に供する**A重油**、**灯油**、**LPGガス**、**LNG**

基準単価、積立コース

A重油 : 94.1円/L **LPGガス** : 124.2円/kg
灯油 : 99.7円/L **LNG** : 70.2円/m³

積立 コース	積立単価			
	A重油	灯油	LPG ガス	LNG
115% コース	14.1 円/L	15.0 円/L	18.6 円/kg	10.5 円/m ³
130% コース	28.2 円/L	29.9 円/L	37.3 円/kg	21.1 円/m ³
150% コース	47.1 円/L	49.9 円/L	62.1 円/kg	35.1 円/m ³
170% コース	65.9 円/L	69.8 円/L	86.9 円/kg	49.1 円/m ³

補填金 = 補填単価※1 × 当月燃料購入数量 × 70%※2

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です。

※1 補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格

※2 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

省エネ機器を導入し燃料使用量を50%以上削減する場合にも100%に引き上げられます。(詳細は裏面下部をご確認ください)

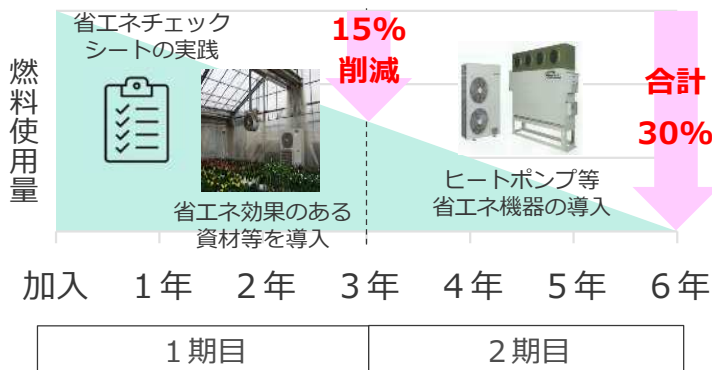
埼玉県燃油価格高騰緊急対策協議会

(連絡先) J A 埼玉県中央会 農政・広報・組合員組織担当 (048-829-3307)

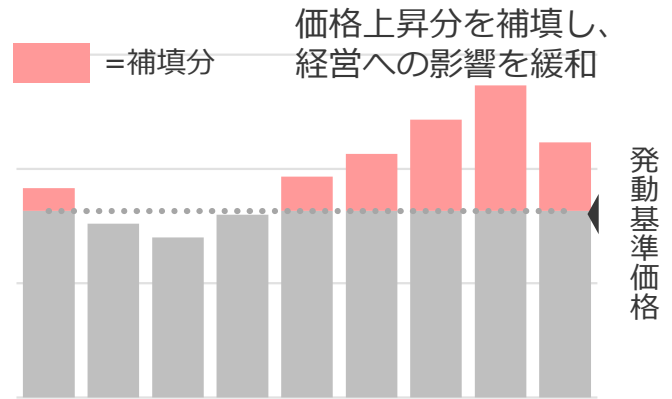
埼玉県 農林部 生産振興課 総務・野菜担当 (048-830-4142)

施設園芸セーフティネット構築事業加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



セーフティネットの仕組み



申請手続

申請には、下記の書類が必要です。
地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。
※ 7年分の書類がない場合でも加入可能な場合もありますので、ご相談下さい。

<支援対象者としての申請に必要な書類>

- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 省エネルギー等対策推進計画

<事業参加者としての申請に必要な書類>

- ☐ 省エネルギー等対策取組計画
- ☐ 過去7年分の燃料使用量を確認できる書類
- ☐ みどりクロコンのチェックシート

<初めて加入する方>

- 省エネチェックシートの実践で燃料使用量**10%減**とみなせます。チェックシート以外で**5%減**を目指しましょう。



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネで収益力向上を

✓ 省エネ機器（化石燃料を使用しない加温機）の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から**100%**に引き上げます。

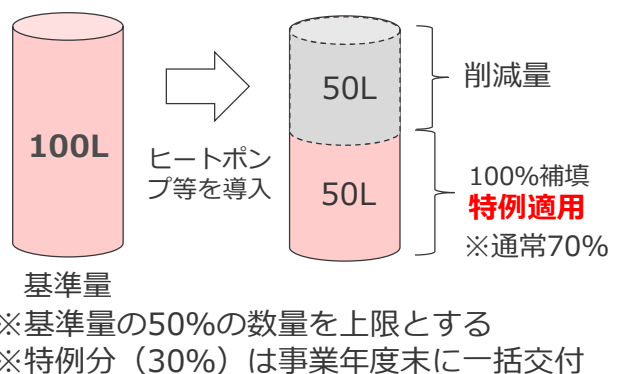
実施期間 令和9事業年度まで

※一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和8事業年度までです。令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間です。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

省エネ加速化特例の仕組み



省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索

令和7事業年度の募集は終了しています。令和8事業年度の内容は変更になる可能性があります。

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告実績(簡易な方式を含む)があれば加入できます。
- ※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

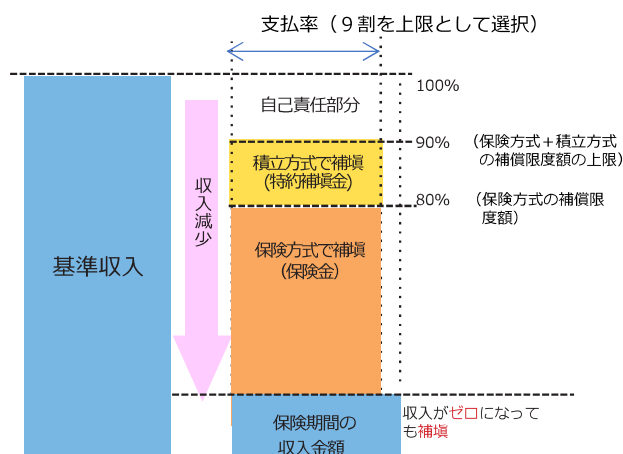
※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

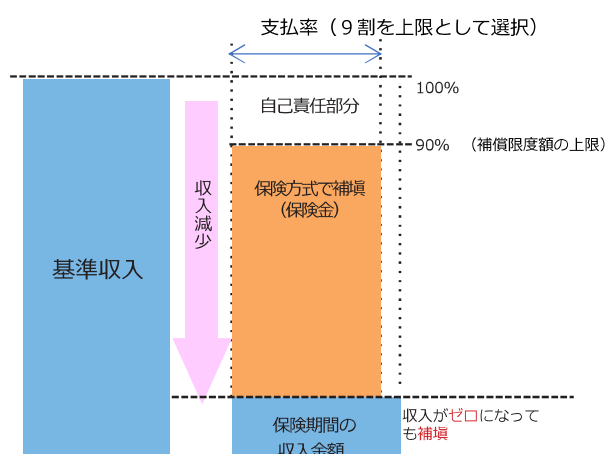
※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

● 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

- ※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入(補償限度80%)の場合、1.498%(国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。
- ※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。
- ※税務上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。
- ※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料(事務費)を安くすることができます!

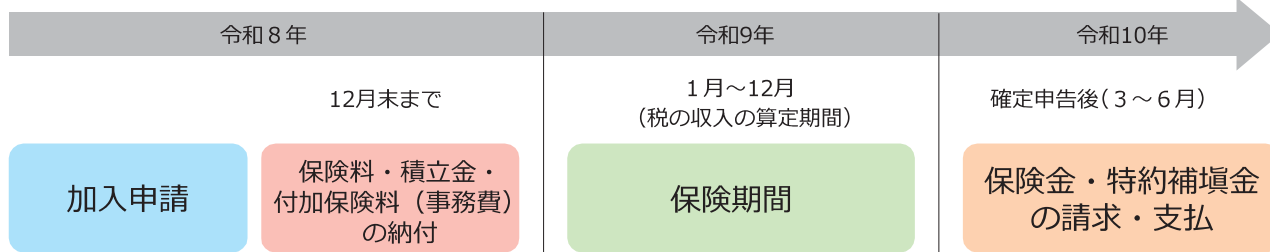
- 共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続きのスケジュール

- ※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。
- ※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

詳しい内容については、
お近くの農業共済組合へお問い合わせください。

本所(さいたま):048-645-2145 Mail:honsyo@nosai-saitama.jp

中部統括支所(川越):049-235-8711

北部統括支所(熊谷):048-533-8030

東部統括支所(行田):048-559-1588

東松山支所:0493-22-0655

本庄支所:0495-21-0255

宮代支所:0480-32-1015

上尾支所:048-779-6911

秩父支所:0494-22-0647

越谷支所:048-965-7251

(2026.03)



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中!
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>